

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年1月10日 05時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島東方沖 玄界島灯台から真方位080° 650m付近 (概位 北緯33° 41.6′ 東経130° 14.5′)
事故の概要	遊漁船明照丸は、北北西進中、定置網に乗り揚げた。 明照丸は、プロペラ翼等に曲損を生じ、また、定置網は、張りロープに切損を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月28日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 明照丸、4.9トン F03-33571（漁船登録番号）、個人所有 第292-49800号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損 定置網 張りロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、玄界島東方沖を約20ノットの対地速力で北北西進中、船長が船首方に点滅する明かりを認めて針路を少し左に転じて航行を続けたところ、突然船体に衝撃を受けて停止した。 本船は、玄界島東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り入れて動けなくなり、潜水夫によってプロペラに絡んでいた本件定置網の張りロープが外された。 船長は、本件定置網の存在を知っていたものの、本船の進路のものと南方に設置されているものと思って航行を続けた。 本件定置網には、その沖側に点滅式簡易標識灯3個が南北方向に設置されていた。
分析	本船は、船長が、本件定置網が本船の進路の南方にあると思い、本件定置網の所在を知らなかったことから、船首方に視認した点滅する明かりが本件定置網の簡易標識灯であることに気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件定置網が本船の進路の南方にあると思い、本件定置網の所在を知らなかったため、船首方に視認した点滅する明

	かりが本件定置網の簡易標識灯であることに気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 航行予定海域の定置網の設置場所を把握しておくこと。